

加 藤 高

はじめに

一 山口県の裁判構造

(一) 山口県の成立と聴訟課

(二) 聴訟課の人的構成

二 「出産児差縛之訴」（小児引取等請求事件）の取扱いを通して

(一) 明治初年代の地方民事訴訟法令

(二) 「明治六年至同九年裁判言渡及ビ之ニ類スル書類綴」（聴訟記録）の性格

(三) 「出産児差縛之訴」

三 結びに代えて

はじめに

本稿は、現在も筆者らが継続して調査中である広島高等裁判所管内の中で広島・山口・松江の各地方裁判所本庁ならびに支部に現存する、明治前半期における民事判決原本以外の、いわゆる民事々件簿等に関する調査と不充分ながらその検討の過程でのいわば中間報告といったものである。調査中のことでもあり、しかも多くの時間を費やしていく

る割合に、限られた調査時間と記録簿冊の質量の膨大さゆえに、調査の進行は遅々たるものがある。加えてこれまで誰の目にも触れる機会がほとんど無かつたと思われる明治五年以降の「訴訟事件受附簿」あるいは「訴状受取録」といった名称の簿冊、いわゆる民事々件簿等に山口・広島等の各地方裁判所で筆者らが初めて接して以来、これら簿冊資料から明治初年当時の民事裁判について何が見えるだろうか、どのような事実が明らかに成るのか、といったことが終始、頭の中に去来し、それは現在でも変わらない。しかし、筆者らには、これら民事々件簿等諸簿冊は、民事判決原本縦と共に当時の裁判の実情を明らかにするためばかりでなく、より広く、たとえば当時の金融取引の流通事情や社会状況等、社会・経済・文化等諸方面の調査研究にとつても有益な諸情報を提供してくれるものと考えている。

本稿はその意味では、一寸先きは闇夜の心境ながら、とりあえずほんの一歩だけ前進しようとの意気込みで、もとより杜撰と云われることを承知の上で、これまでの調査によつて少しではあるが明らかに成ったと思われる事実を示し、多少のコメントを付けることで御容赦頂くことにしたい。本論に入る前に一・二の留保すべき点を述べ、大方の御了解を得ておきたい。その一は明治初年という時間設定に関するが、明治初年といつても、本稿では明治四（一八七二）年七月の廃藩置県以後同九（一八七六）年代まで、裁判所制度史の見地からより正確に云えど、明治五（一八七二）年八月三日司法省職制並事務章程（司法職務定制）が定められ、五種の裁判所が設けられ、府県に府県裁判所が設けられることになつたが、この府県裁判所が置かれていた時期、即ち明治九（一八七六）年九月一三日の太政官第一一二四号布告で府県裁判所が地方裁判所に改置されるとき頃までを画期として、その間の民事裁判事情を山口県の場合を事例として取り扱うという点である。その二として注目すべきはこの時期すなわち明治四（一八七二）年七月の廃藩置県後、あい次ぐ府県の統廃合を経て同年一〇月二八日に府県官制（太政官達第五六〇号）の制定により全国を府県の二治制を原則としたのち、同年一一月二七日に県治条例（太政官達第六二三号）を制定していたことである。すなわち県治条例

は全国の県（府も実際にはこれに準じていたとされる）を統一的・一律に統制管理すべく定められたわが国最初の官治主義的・中央集権的地方制度であり、県治職制と県治事務章程とからなる。<sup>(1)</sup> 興味深いのは県治職制において県治事務を全県一律に庶務・聽訟・租税・出納の四課に分けたが、その中の聽訟課とは県内の訴訟を審聴し、其情を尽して長官に具陳し、及び県内を監視し、罪人を処置し、捕亡（現在の警察——筆者）の事を掌る、と定めている。このことから明らかなように、当時は県治行政事務の中に聽訟（民刑事裁判事務）事務が——そのほか警察・行刑事務を含む——当然の如く組みこまれ、県令（権令）以下参事という県長官クラスがこれらの諸事務を統轄すべく、四課には大属以下の属官、出仕官を配置して、上官の指示命令に服し各所管事務を遂行するという仕組であった。かくして明治四年代、全国の各県には民刑事裁判事務を扱う課が設置され、裁判実務がそこに配置された県職員を中心に行われていたという事実に注意する必要がある。もとよりこれより先きの明治元（一八六八）年閏四月二一日の政体書の中で、明治政府はすでに太政官の権力を分けて立法・行政・司法の三権とする旨を宣明していたのであるから、明治四年の県治条例制定にもかかわらず、明治五年八月、江藤新平司法卿による、果斷な司法制度改革の断行に基づき、全国に府県裁判所等創設という画期的な方針が打ち出され、それが現実のものとなつていったとしても異とするには足りない。しかし全国諸県に府県裁判所が早急に設置されていったのではなかつた。全国諸県にあまねく裁判所が設置されるにはその後のあと数年を要した。すなわち明治八（一八七五）年四月元老院、大審院の創設、五月には上等裁判所以下府県裁判所等の設置が太政官の各布告に基づき漸く実現の運びとなつていくが、きわめてその運びは遅々たるものであつた。要するに、全国の県の大半が少なくとも明治九（一八七六）年前半頃まで裁判所未設の状況であった。したがつて前に触れたように、当時山口県（ほか中国地方諸県すべて）には國が設置する裁判所は存在しなかつた。更に明治八年一一月三〇日には府県職制並事務章程の制定により明治四年一一月制定の県治条例が廃止された。やや前後するが、明治八

年六月には裁判所未設県の県令以下県首脳に対しても司法権の行政権からの区分独立のたてまえを貫くため、兼任判事に任命している（聽訟課配置の大属以下の判任官中より兼任判事補に任用）。このような状況下にあつた山口県聽訟課における民事裁判（刑事裁判は当初より除外していることをあらかじめお断りし了解を頂きたいと思う）の実情がどのようなものであつたか、についてこれまで継続して行なつてきていた山口地方裁判所所蔵の民事事件簿等裁判記録関係の諸簿冊などの調査を通して明らかにされ得た点を、不充分ながら紹介する事を意図している。なおこの機会をお借りして山口地方裁判所事務局総務課・民事課の関係各位に対して、本調査に際し多大の御理解と御協力を賜わつたことを謝意を込めて付記しておきたい。本稿はわれわれの調査の研究代表である広島大学法学部名誉教授の紺谷浩司先生に進呈するものである。紺谷先生とは永い間御厚誼を頂いているが、とくに明治前期の民事裁判制度形成過程および司法官制度の整備過程につき、主として中国地方諸県の地方裁判所および地方公共図書館等所蔵の民事関係資料の調査研究のため、文部（科学）省から研究補助金を一九九七年度から三年間および二〇〇一年度より三年間の二度に亘り得るに当つては多大の御尽力を頂いている。本稿は、いわばその調査の割りにはあまりにも杜撰で貧弱な内容の成果でしかなく、しかもなお調査途上にあるため文字通りの中間報告的な産物でしかない。その間の事情を御賢察頂き御了承を得るほかない。以下では、まず明治四年七月の廢藩置県後、多少の糾余曲折を経て新県として誕生した山口県では行政事務とは異質と見られる司法事務をどのように取り扱つていたか、そのためにはどのように対応していたかを県官の人員配置などを通して素描することにする。後述するように山口県では中國諸県中では最初に府県裁判所が開設されているが、そのため聽訟課は明治九年三月二七日に廃止されている<sup>(3)</sup>。本稿もそれに照準して大体その時期迄を考察の下限とした。つぎに今回、山口地方裁判所所蔵の主として明治前期における民事々件簿等の調査中に見付かった、「明治六年以降同九年迄の裁判言渡及び之れに類する書類綴り」と題する簿冊が、検討の結果、当該時期におけ

る山口県聽訟課が取り扱つた裁判言渡案を中心に、済口（和解に相当一筆者）や却下原案等の一件文書を含む貴重な判決原本に相当するものと判断された。後に若干詳しく述べることにするが、当該簿冊に目次がないため、筆者が整理番号を一件毎に付しながら、事件の内容を瞥見したところ、財産関係の事件の中で一件だけ家族関係の事件を見いだした。簡単にその概略に触れると、夫から事実無根の不貞を理由に離婚させられた妻が、離婚後に出生した子についてその引取り請求を起こした元妻の親と元夫との間で子の引取りが争われた事件であつた。家族法にもともと関心を抱いていた筆者にとっては、当時、現在のような裁判所も裁判官も、まして民法典も存在していなかつたころに、家事事件がどのように取り扱われていたか、を明らかにして見たいと思い、この事件の経緯を中心当時のいわゆる伺<sup>11</sup>指令裁判の一端に触れて見ることを思い立つた。もとより紙幅の関係があり、又、これまでだれの目にも触れなかつた裁判記録でもあり、敢えて云えばこれまでわが国における地方史研究の文献資料の中で、この時期の司法とくに民事裁判制度に言及したもののはほとんど見なかつたと云つてもよさそうである。その意味で明治初年の地方における民事裁判の在りかたに関する調査の報告も少しあは有意味ではないかと思つてゐる。この時期の民事事件簿等の調査については現在も継続中であり、そのまとめはもう少し先きになりそうである。羊頭を懸げながら狗肉も売つていらない感の本稿について紺谷先生にはひたすら御海容を願うしかない。

(1) 石井良助「明治文化史一一——法制編——」洋々社・昭和二九年刊・一五四頁。

(2) 瀧川叡一「日本裁判制度史論考」によれば、明治五年以後同八年の大審院創設までに設置された府県裁判所は東京・京都・大阪の三府と五港（横浜、神戸、長崎、新潟、函館）のほか関東周辺の諸県に過ぎなかつた。この状態は明治八年五月二十四日「大審院諸裁判所職制章程」（太政官布告同年第九一号）の制定以降においてもそれほど変らず、当時全国三府五九県中、四七県に府県裁判所が設置されていなかつた。そのため別に裁判所を置いていない県では、地方官が判事を兼任せざるを得なかつたのである。（五頁）

(以下参照) 平成三年・信山社刊。なおこの点については別に拙稿「明治前期、司法官任用制の一断面——明治一〇年、広島裁判所の場合——」(以下引用の場合「一断面」と略することにする) 修道法学二三巻二号(平成一三年二月刊)一一頁以下参照のこと。

(3) 拙稿前掲「一断面」二〇頁。

## 一 山口県の裁判構造

### (一) 山口県の成立と聽訟課

幕末、長州藩ほど多くの犠牲を払った藩はなかつたと思われるが、幕藩体制を崩壊せしめ明治新政権を樹立する回天の事業達成の原動力と担つた雄として長州藩をその第一に挙げることに異論を挟む人は少ないであろう。その長州萩藩(山口藩)<sup>(4)</sup>が支藩である岩国藩・豊浦藩・清末藩と共に明治四年七月、廢藩置県に際して一旦、山口県・岩国県・豊浦県・清末県に改められたが、同年一一月一五日、府県の再廃合の結果、暫定四県廃止の上で新生山口県が成立了。<sup>(5)</sup>以下、当時の山口県の管轄・人口等を概観しておこう。管轄は現在と同じく周防国六郡(大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷)長門国六郡(厚狭、豊浦、美弥、大津、阿武、見島)であり、県庁は現在の山口市に所在し、毛利氏の旧館がそのまま利用された。明治五年正月一二日三支庁(萩支庁、豊浦支庁改め赤間関支庁(現在の下関市)、岩国支庁)が設置されたが、三支庁とも明治七年一月一〇日廃止されている。<sup>(6)</sup>しかし同年一月二〇日には前記の萩、赤間関、岩国に加えて花岡、舟木、河原に聽訟課出張所が設置されている。<sup>(7)</sup>このように山口県成立後の明治五年に入つて漸く県治条例に基づく県治事務組織の本格的な整備が始まつたと見られる。この当時における山口県の人口総数は八二万七五三

○人と記されていることも付記しておきたい。当時の訴訟人口を探るための基礎的資料になると考えるからである。<sup>(8)</sup>

ところで先きの県治条例は、「県治職制」、「県治事務章程」、「県治官員並常備金規則」の三部からなっているが、第一部の「県治職制」では令・権令の職制と責任を総括的に定めると共に県官の人事につき奏任以上の上層人事は太政官が掌握するが、判任以下は県令の専行と定めている。<sup>(9)</sup>後に当時の山口県の官員點陟録に触れる際の参考になると思われるので、もう少し「県治職制」に触れておくと、判任官中、最上位の典事（権典事）は事務四課中の一課或は二課を担当し、職任については令・参事に対し、その当否を論弁できるが、たとえ些末の事でも、令・参事の裁決を経ずに施行するを得ない。課中諸官員の能否勤惰を監視し、之を進退點陟する等は審案具状して令・参事に呈し、その処分を乞うべきとしている。<sup>(10)</sup>以上の事は、後に見る山口県の官員點陟録あるいは裁判言渡綴などに見られる事案ごとの担当掛官の押印から直属上官のそれを経て長官の押印に至る行程そのものが、案件の裁決の過程を示すものと考えよいと思われ、本論に先き立つてそのことを付言しておく。このように山口県においても県治条例に則して着々と県治事務機構がととのつていくのであるが、これまでに見たように明治五年以降、県本庁を中心に県内東部（岩国）、西部（赤間関、現下関）、北部（萩）に支庁を設置し、聴訟課々員がそれぞれ任用配置されていった。つぎに聴訟課に配置された職員につき、山口県官員録ならびに官員點陟録（點陟とは廣辞苑によれば、功なき者を退け、功ある者を登用するの意）などを通して、判任官を中心簡単に見ることにする（紙数の関係から等外官は除外する）。そしてその際、明治九年三月、府県裁判所としての山口裁判所が中国地方諸県中、いち早く設置されたとき、多くの山口県聴訟課配置の判任官クラスの職員が司法省へ判事補等で転出し、山口裁判所に配置されたことが明らかになっている。そしてこの点については先きに僅かながら触れておいたので、本稿ではそこに挙げた判任官クラスの県官たちの出生年月、官歴等の略歴を一覧表にまとめ、参考資料とした（別表①）。本稿では当初、これら判任官で明治四年山口県立県以来の聴訟

(資料) 明治九年(一八七六)年三月二七・二八日 山口県聴訟課職員から司法省(山口裁判所)へ転出者の官歴等一覧(山口県文書館編集発行「府県史料・山口県六」所収(平成三年一一月発行)、  
第二より引用作製)

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
同	任三級判事補	八等出仕 (六月九日)	八等出仕 (八月三日)	司法省転出時の官職 (明治九年)	司法省転出前の山口県官職・氏名
同	松原佐久	山口県一〇等出仕 佐藤良輔	県大属 進十六	県八等出仕 三浦芳介	出身・出生年月・年令(明治九年三月転出時を基準に算出) 山口県任官始期および官歴の摘録
明治七年(一八七四)年九月九日 補一〇等出仕	(秋田県土族・生年月不詳)	明治四年一月一二日 任權大属 明治九年三月二七日 一級判事補として司法省へ転出 同一年六月一七日 山口県小書記官に任ス、司法省判事より転ス 同一四年四月一三日 同県大書記官に任ス、同一年五月二〇日判事に転ス	明治九年六月一六日 補山口県八等出仕 同年八月三日司法省八等出仕に転ス 明治九年三月八日 補八等出仕 同年六月九日 転司法省八等出仕	(山口県土族・天保一四(一八四三)年一二月生) 33歳	(山口県土族・弘化四(一八四七)年六月生) 29歳

33— 明治初年、山口県聴訟課の民事裁判に関する一考察（加藤）

(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	任四級判事補	
同	補一二等出仕	補一二等出仕	補一二等出仕	同	同	同	補一一等出仕	同	山口県権中属	山口県士族・天保九（一八三八）年六月生	
鈴木圓平	同	山口県一四等出仕 雨宮克	山口県権少属 早川貞祐	杉田行業 佐々木綱一	同 （山口県士族・天保二（一八三二）年九月生） 明治五年正月一〇日 補一三等出仕	同 （山口県士族・天保三（一八三三）年九月生） 明治五年三月七日 一三等出仕ニ補ス	高野薰 （山口県士族・天保三（一八三三）年九月生） 明治五年二月九日 補一三等出仕	原田豊 （山口県士族・天保二（一八三二）年二月生） 明治五年二月九日 補一四等出仕	藤井延三 （山口県士族・天保五（一八三五）年八月生） 明治八年（一八七五）年八月五日 補一四等出仕	吉亭	（山口県士族・天保五（一八三五）年三月生） 明治五年正月一七日 補一三等出仕
明治六（一八七三）年九月二三日	同	（山口県士族・天保元（一八三〇）年一〇月生） 明治六年（一八七三）年九月二三日 補一五等出仕	46歳	44歳	35歳	53歳	34歳	38歳	54歳	38歳	

司法省転出時の官職 (明治九年)		司法省転出前の山口県官職・氏名		出身・出生年月・年令(明治九年三月転出時を基準に算出) 山口県任官始期および官歴の摘録	
(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)
同	同	同	同	同	補一五等出仕
同	同	同	同	山口県一五等出仕 土屋素三	山口県士族・天保七(一八三六)年正月生 明治六年九月二三日 補一五等出仕
門田翠	山中静逸	小助川光顯	河野忠三	（秋田県士族・嘉永四(一八五二)年六月生）明治七(一八七四)年二月二八日 補一五等出仕	(山口県士族・嘉永四(一八五二)年六月生) 25歳 明治八(一八七五)年四月三〇日 補一五等出仕
				（山口県士族・天保九(一八三八)年六月生）明治八年四月二日 補一五等出仕	25歳
				（山口県士族・天保八(一八三七)年九月生）明治八年四月二日 補一五等出仕	38歳
					39歳

課配置の職員につき、聽訟課廃止直前(明治九年三月二二八日)<sup>(12)</sup>に当該課に所属していた全職員の氏名、出身、生年月、官等などを明らかにする予定で調べていたが、時間や紙幅の関係上断念せざるを得なかつた。他日を期したい。なおこの一覧表以外に、明治七・八年代、山口県聽訟課にあつて聽訟掛として当時の山口県民事事件簿等に登場していた職員の氏名のみを参考までに列挙しておく。いずれも山口県士族である。渡辺渡、藤井武太、重富退三、粟屋販輔、東条小介といった職員が聽訟掛専勤であつたか否か迄は不明ながら所属していたことが判明している。これらの職員<sup>(13)</sup>

のほか明治四・五年時に県職員に採用され、聽訟課配属となりながらも同九年までに免官となつた者もいるが、ここでは立ち入らないことにする。

## (二) 山口県聽訟課の人的構成

最初に明治四・五年当時から山口県における首脳陣の紹介をしておこう。当時は司法と行政との混同が当然と思われていたから、県令・参事クラスは行政におけると同じく司法においても裁判長官でもあつた。以下では前出山口県文書館編集発行の「府県史料・山口県六」所収「官員履歴」を中心に、聽訟関係人事資料に登場する限りで県上層部の紹介を簡単に行なう。

① 中野梧一 静岡県士族 天保一三（一八四二）年正月生。旧幕臣、幕臣時代は齊藤辰吉と名乗る。慶応三（一八六七）年には幕府評定所頭取となる。徳川慶喜の大政奉還後、官軍に抗して箱館五陵廓に籠城したが、降伏し捕虜と成り、その釈放後、中野梧一に改名。その後長州系の大蔵省内の実力者井上馨の知遇を得て、大蔵省七等出仕、ついで井上の推挙であろうか、初代山口県参事（明治四年一月一五日任命）、同県権令（同五年七月二十五日）、同県令（同七年八月五日）となるが明治八年一二月九日依願免本官となる。<sup>14)</sup>

② 久保断三 山口県士族、生年月不詳、明治四年四〇歳。明治四年一一月一五日権参事に任ず。同五年九月一八日名東県参事に転<sup>15)</sup>すとある。昭和五十六年・吉川弘文館発行の「明治維新人名辞典」（三六一頁）により多少補足すれば、久保は天保三（一八三二）年生れで諱は「久清」、明治一一年一〇月二日没。松下村塾に入り、吉田松陰に師事した。廢藩後、山口県少参事から権大参事、名東県権令後、明治八年渡会県県令となつて後に病死。

今一人、県首脳の中で挙げておきたい人物として木梨信一がいる。

③ 木梨信一 山口県士族、天保一一(一八四〇)年九月生、明治四年一一月一五日七等出仕、同六年六月一八日正院七等出仕に転じるが、同七年五月一五日に左院五等議官より再び山口県参事に任じられる。同八年六月五日兼任六等判事、同九年三月二四日免兼官、のち山口県大書記官となるなどである。<sup>(15)</sup> 判任官、出仕官で聽訟課に配置された職員については前出別表(1)(一覧表)を参照のこと。ただ別表には本稿で後に取りあげる「出産児差縛」裁判事件における掛判任官であつた「伏見孝廉」の紹介が欠けている。どのような事情に因るかは不明であるが、伏見は山口県聽訟課廃止より少し前に司法省へ転出しており、明治一年当時の広島裁判所に判事補として名を連ねている。以下に補足しておく。

④ 伏見孝廉 東京府士族、文政二(一八一九)年一二月生。明治七年五月九日一一等出仕に補す——(内務省一三等出仕より転ず)<sup>(16)</sup>——、同九年三月一八日司法省四級判事補に転ず、とある。ところでこの時期、だれがどのようにしてたとえば聽訟課へ任用され、進退が定まつていったのか、判任官の任免進退は県令等長官の専権事項と定められていたこと、県治条例中、県治職制において明確であり先述した通りであるが、その一端を紹介する。

たとえば一覧表中の(3)進十六の場合を山口県の「明治五年官員黜陟録」から見ると、進が権大属に任せられたのは、明治四年一一月一二日であったが、黜陟録の書式をできる限り再現すると、以下の如くである。

「 進權大属

更任大属

同人

朱印 長第  
信一 聽訟課専勤局長之心得ヲ以事務取扱可申候  
右之通被申付度候 時田朱印

申五月

」

時田とあるのは、時田光介、山口県士族、天保七（一八三六）年六月生れ、明治四年一一月二三日典事に任ず、同七年八月二十五日免ず、となつている。<sup>(18)</sup>当時は典事が判任官の任免進退につき上司に原案を作製し、決裁を仰ぎ、上司が決断したのであろう。山口県の青色印刷が一葉中央に見える（一葉一二行）、その欄外上部に木梨信一七等出仕の朱印、その右側に第長、中野梧一の朱印が押捺されているのが見える。<sup>(19)</sup>

（注）

（4）明治四年一一月一五日に成立した山口県は周防国一円、長門国一円を管轄する。しかし直ちに新しい県官の任命はなく、したがつて当面「今般廃県ノ官員追テ御沙汰候迄新置県令並參事ノ差図ヲ受ケ、従前ノ序ニ於テ事務可取扱事」とされている（山口県史、史料編、近代一・平成一二年山口県発行、一九四頁）。

（5）「府県史料、山口県一」（昭和六二年山口県文書館編集発行）所収の山口県史料、卷一、政治之部、県治三頁。なお新県成立当初の資料ではないが、明治七年以降同一五年迄の戸数、人口数については前掲「府県史料、山口県三」所収の（山口県史料八、政治之部、戸口）二〇三頁以下参照。なお明治七年当時の官員数は同書によれば、奏任官三人、判任官九七人、等外吏九七人となつている二〇五頁。

- (6) これは旧藩あるいは旧城下町の余勢に対する政治的配慮として設置されたと云われている（山口市史・昭和五七年山口市発行三四一頁）。
- (7) 前掲「府県史料、山口県四」所収・（山口県史料・卷一二、政治之部、警保）三六二頁。
- (8) 拙稿「明治初年代、府県裁判所異聞（）——広島県裁判所を中心として——」修道法学二二一巻一・二合併号、平成一二年三月刊五七頁。
- (9) 内務省史・第一巻（大露会発行、昭和四六年）所収五一頁。
- (10) 「山口県警察史、上巻」（昭和五三年・山口県警察本部発行）所収一三三頁以下。
- (11) 拙稿前掲「一断面」二八頁注四一・一覧表参照。そこには当時山口県聴訟課に配属されていた職員（池上三郎は除く）一八名の官等氏名を列挙しておいた。
- (12) 拙稿前掲「一断面」二七頁。
- (13) 広島高等裁判所々蔵の明治年間の民刑事裁判記録等簿冊の中で、明治八（一八七五）年四月至八月初旬頃迄の山口県聴訟課における民事々件簿、表紙には「訴訟受付〔録〕受付〔掛〕」と記された簿冊を調査した結果、渡辺渡ほか一覧表以外の職員名を抽出できた。なお広島高等裁判所には山口県関係の明治初年代の民事々件簿として「明治七年自一月至一二月、華丘（花岡）出張所、聴訟表」と題されたものも見られる。なお本簿冊等の内容の検討・紹介は別稿に譲る。また明治五・六年の山口県官員の任免進退については、山口県文書館所蔵「官員黜陟録」に詳しい。この場を借りて恐縮であるが、これら明治期の民事裁判記録等簿冊を調査するに当たり、広島高等裁判所事務局の関係各位から厚い御理解と御協力を頂いたこと、謝意を込めて付記しておく。
- (14) 田村貞雄考注「中野梧一日記」一九九五年、マツノ書店刊。四〇九頁以下参照。中野の日記は明治四年末から書かれたもので、廃藩置県早々からの山口県政の内情を窺う上で貴重な史料と思われる。
- (15) 山口県文書館編集発行「府県史料・山口県六」平成三年一一月三日発行四八九頁。
- (16) 前掲「府県史料・山口県六」四八七頁。
- (17) 前掲「府県史料・山口県六」五〇一頁。
- (18) 前掲「府県史料・山口県六」四九〇頁。
- (19) 山口県文書館所蔵「明治五年・官員黜陟録」所収。同年については上下二冊に分かれている。内容的には明治五年一月から前半

(八月末日頃)と後半とに編冊されている。

## 二 「出産児差縛之訴（小児引取等請求事件）の取扱いを通して

### (一) 明治初年代の地方民事訴訟法令

明治四（一八七一）年七月の廢藩置県以後、司法・裁判所制度の改革が相次ぎ、裁判所制度の創設とともに、にわか仕立ての判事による民刑事の裁判が除々に行なわれていくが、当時どのように訴訟事件が取り扱わっていたか、どのような手続や順序で審理裁断されたか、については現在の筆者には充分明らかではない。この点につき、すでにいくつかの当時の地方民事訴訟法に関する招介が石井良助教授によつてなされているが、その後やはり石井教授監修の下で一九八七（昭和六二）年に公刊された「府県概則」全五巻（青史社発行）は明治六（一八七三）年代に全国府県から太政官正院に提出された記録であり、当時の各府県の治政に関する現行規則を中心とする記録である（「府県概則・第五巻」所収の石井教授による解説参照）。本稿では山口県聴訟課の裁判事務手続きに関するものを調査したが、前記「解説」中、明治六（一八七三）年に太政官が火災にあつた関係で、史料焼失したとあり、あるいはその中に含まれていたと見ることもできよう。広島県等中国地方諸県の分も含めて聴訟（民事）の手続き等に関する規定類は現在のところ見当らないでいる。しかしこの府県概則の第四巻には明治六年代の東京府以下一二県（東京、茨城、三重、静岡、長野、福島、酒田、敦賀、石川、名東、愛媛、高知）の聴訟手続き等に関する、ただし繁簡ただならぬ規則類が含まれている（卷之二）一は前記府県につき狭義の「聴訟（民事）」に関する諸規定類を集めており、卷之二一下では「捕亡」や「巡警」等を

扱つてはいる)。本稿ではこれらを丹念に紹介する余裕はないが、前記一二県中、高知県の「訴訟裁判章程」と題する規定は条文数全五七条に及ぶ、他の諸府県の追随を許さぬ精細なものであり、当時の地方における民事裁判手続きの全体を探るのに好個の資料と思われ、そして明治初年の山口県における民事事件簿等の調査でも、高知県の前記裁判資料中に見える用語、たとえば目安下げ(訴の却下)、済口(和解)、裁許(判決言渡し)、身代限(強制執行あるいは破産)等と同じ用語を見てきたことから推測して、高知県の「訴訟裁判章程」における民事々件の扱いが当時の山口県におけるそれとほぼ大同小異しているとも思われる所以で、参考迄に前記高知県の民事裁判手続規定を抜粋して引用することにする。<sup>(21)</sup>全体の紹介は他日に期したい。まず訴の提起から見る(原文中、句読点、濁点そして当用漢字を用いるなど読みやすくした)。

### 第一条

一 凡<sup>オヨツ</sup>訴訟人アレバ、原告人へ代書人差添、訴口詰へ出ス可シ。

### 第二条

一 訴口詰ノ者、訴状並名前書<sup>ガキ</sup>ヲ取上げ、原告人共<sup>ヒカエイ</sup>扣居サセ右訴状ハ番号ヲ朱書シ受付掛へ出シ指揮ヲ受ケ、口詰ノ者原告人へ明日取<sup>トリタダス</sup>糺二付午前第何時ノ出頭申達ス可シ。

### 第三条

一 受付掛訴状受取り、訴状諸記録へ記シ、一件袋<sup>ナラビニ</sup>并<sup>アリ</sup>聴訟表ヲ認メ、次ニ属ノ掛リヲ<sup>(ママ)</sup>極メ、訴状受取録一件袋、聴訟表ヘ書式ノ通り掛リノ属性ヲ記シ訴状ハ課長へ出ス可シ」とある。

その後、課長は訴状を一覧し、訴状へ検印し、長官の検印を受け、受付掛へ戻し、同掛から掛属官へ分与する(第四条)。掛属官はその後日<sup>(メヤスタダシ)</sup>安糺を申し渡す。第七条は以下の如く定める。

## 第七条

一属訴状ヲ持参シ白洲へ出テ原告人ヲ呼出シ何ノ誰ヨリ何ノ誰へ掛リ訴出ルニ付訴状取糺ト申渡(シ)ノ後証拠物ヲ出  
サセ訴状ニ照シ事實ヲ細糺ス。之ヲ目安糺ト云。<sup>イウ</sup>證書<sup>ショ</sup>ノ正不正ニ拘ラス余白へ年月日何官閱ト記シ押印ノ上原告人  
ヘ下付ス。採用スベキ訴状ハ原告人へ可扣<sup>ヒカエイルベキ</sup>居旨<sup>(マヤ)</sup>申渡シ坐ヲ立ベシ。

第三条、第七条中の「属」とは當時、大・中・少属官及び何等出仕官という官職、官等を表わすものである。目安  
糺で不採用となつた場合を一〇条に定めている。以下の如くである。

### 第一〇条

一目安糺ノ上不採用(ノ)訴状ハ原告人ヲ扣<sup>ヒカ</sup>ヘサセ採用シ難キ所以ヲ課長へ述ヘテ決ヲ取り副訴状ノ表紙ヘ不条理ノ云々  
ヲ朱書シ、属押印ノ上長官課長ノ検印ヲ取り訴状ノ本書ヲ原告へ却下ス可シ  
などと定める。目安糺が採用になつた場合などについては第一三条に定める。

### 第一三条

一目安糺済採用スヘキ訴状ハ、外属<sup>(ホカ)</sup>ニ謀リ副印ヲ受ケ、採用ノ事實ヲ課長へ陳述シ、課長検印ヲ取り属聽訟表ヘ記シ、  
訴状ハ正副共受付掛ヘ出スヘシ。

このようにして訴状を原告人へ下付し、被告人へ持參させる。被告人呼出の差日<sup>(さしへ)</sup>は目安糺済の日よりおよそ七日目  
と定めるが、被告人五里以上の遠隔地の場合五里ごとに一日増して呼出状を認めるべしと定めている(第一六条)。そ  
して被告人が答書を提出し、済口の答書の場合については第二二条以下に定める。

### 第二二条

一属ハ答書ヲ受取り熟覽シ、訴答文例附録第一五号ニ依り、対談ノ答ナレハ課長へ出シ検印ヲ取り長官ノ検印ヲ受ケ、  
<sup>(\*\*)</sup>

属自己ノ聽訟表へ記載シ答書ハ一件袋へ納メ書面聞届ノ旨訴口詰へ達スヘシ。

### 第二三条

一 訴答文例附録第一四号ニ依リ済口答ヲ出セバ属之レヲ聞届ク可シ。

(※) 訴答文例附録第一五号は「対決前返済延期ノ約定ヲ為シタル答書」の書式・同一四号は「対決前熟議解訟の答書」の書式(法令全書明治六年・六巻ノ一、三四七頁以下)

そして被告人が答書であく迄も原告と対決を望むならば初席と云われる令・参考事が初めて審理するが、この点につき第二六条以下ではつぎのように定める。当時、新県成立の初期であり県令以下繁忙を極め、実際の審理は課長以下が行なつていたのであろう。

### 第二六条

一 初席ノ審判ハ令参考審理スト雖も課長其責ニ任ス。課長繁務ナレハ属代理ス。属訟庭ニ臨ミ代理ノ旨趣申渡シ後判理スベシ。其重事或ハ事理審判シ難キ件ハ課長ノ責任又ハ代理ノ限ニ非ス。

しかし当時は和解(済口)を重視していたことは、第二八条に定めている。

### 第二八条

一 初席ノ日ニ臨ミ対決原被告熟議シ対談書出セバ第二二条の順序ニ従フベシ。

つぎに裁許を見よう。

### 第三〇条

一 令参考或ハ課長席ニ臨ミ原被告対決ノ節ハ、属倍座シ<sup>(ママ)</sup>、差連ノ事件ハ申口ヲ書取(ル)ベシ。原被告人ノ進退ハ番卒取扱ヒ附添(フ)ベシ。令参考又ハ課長審判中原被告解訟ノ節ハ対談書ヲ取上(グ)可シ。属ノ審判ト雖モ如此。

当時原被告の内で犯罪が発覚し、結局裁許しがたい事件は、所定の手続きを経て一件を断獄係へ廻すべき事も定めている（第三二条）。また被告が答書提出後失踪の場合の取扱いについても定めている（第三八条）。さらに席前席後などいづれにせよ訴訟当事者より済口證文を提出した場合につき第三九条は以下のように定めている。

### 第三九条

一 凡<sup>オヨソ</sup>済口證文ヲ出セバ属熟読シ差支ナケレバ書面の前端へ番号ヲ朱書シ、属押印シ課長及ビ令參ノ検印ヲ取り、白洲<sup>村町</sup>ヘ原告被告ヲ呼出しシ済口證文ノ大意ヲ<sup>(カ)</sup>読聞スベシ。右熟議ニ相違ナケレバ課長繁用ニ付此方聞届候間一同帰<sup>村町</sup>イタセト申聞ヶ座ヲ立ベシ。

最後に裁判言渡しについて、第四三条以下に定めている。

### 第四三条

一 裁判言渡シニ及ベバ属原被ノ口書ヲ取り課長出席ニテ属口書ヲ<sup>(カ)</sup>読聞セ原被告ノ調印ヲ取り追テ裁判言渡スベキ旨達スヘシ。

そして以下の順序で裁判言渡しがなされる。

### 第四四条

一 右口書ヘ課長並属押印シ其口書ニ依テ課長ノ指揮ヲ受ケ、属裁判言渡書ノ草案ヲ作り、押印シ令參ノ検印ヲ取り受付掛ヘ出シ同掛ニテ本書並写二通ヲ認メ県ノ印章ヲ据ヘ属ニ付与スベシ。

### 第四五条

一 裁判言渡書並写共三通ヘ課長及ビ主副属捺印ノ上令參臨席原被告ヘ言渡シ、其写各一通ヲ下付シ右写受取ノ請書ヲ出サシメ属捺印シ課長及ビ令參檢印ヲ取り口書並言渡本書ヲ受付掛ヘ出スベシ。

一受付掛ニテ其口書並ニ裁判言渡書ハ言渡帳へ編成シ請書ハ諸受書編冊へ編成スベシ。  
と定めている。もつとも原被を問わず判決に不服の場合につき第四六条を見よう。

#### 第四六条

一言渡ノ後其写ヲ受取ラズ不服ヲ唱ヘ上告ヲ願フ時ハ、言渡書ノ写及ヒ訴答書関係ノ書類一通ツ、合綴シ属添翰草按ヲ作り押印シ課長及ヒ令參檢印ヲ取り受付掛へ出シ同掛ニテ添翰淨書シ一件司法省裁判所へ回スベシ。

と定める。なお高知県の本資料の制定年月は不詳であるが、資料中、訴答文例に照準しているなどの点から見て明治六年七月以降であることだけは異論がないと思われる（訴答文例は明治六（一八七三）年七月一七日太政官布告第二四七号『法令全書明治六年・第六卷ノ一・三二〇頁』に制定）。身代限裁許については第四七条以下に定めているが、第四七条・第四八条を掲げるだけに留めることにする。

#### 第四七条

一身代限裁許ノ事件ニ及バ、原被告ノ口書ヲ取り、第六章ノ如ク裁判言渡シ、被告人ノ印形双方ノ代書人封印シ处分済迄戸長ヘ預ケ、戸長並原被告代書人共立合被告人所持品取調べ、翌日右品調書出スベキ旨申達、裁判言渡ノ後属規則ノ通揭示案ヲ作り押印シ、令參檢印ヲ取り、受付掛へ出スベシ。受付掛ニテ右揭示案ヲ清書シ草案ハ揭示案編冊へ編成シ清書ハ番卒ニ付シ揭示場ニ掲グ。当人住宅ハ原被告代書へ付シ揭示スベシ。

#### 第四八条

一示談ノ上身代限済方致スベキ旨申立ルトキハ口書ヲ取ルニ及バズ。第三〇条ノ如ク対談書ヲ取り前ノ順序ニ従フベシ。

以上、明治初年の山口県の民事裁判手続きを明らかにしえない現状の調査段階から、ほぼ同時期の高知県の「訴訟

裁判章程」（「府県概則第四巻」二六三頁(至一八四頁)における裁判手続きを間接的資料にと思い立つたが、資料の恣意的ともいえる断片的な摘録が却て本資料全体の理解を誤まらせるのではないかということを筆者はおそれている。

(20) たとえば石井良助「明治初年の民事訴訟」は明治四・五年頃の東京裁判所における民事裁判手続きを紹介したものだが（石井良助「近世民事訴訟法史」所収・創文社・昭和五九年・四〇一頁以下）、その後も「明治初年の地方民事訴訟法」においては、明治五年一〇月の印旛裁判所の訴訟手続きなどを紹介されている（石井良助「続近世民事訴訟法史」所収・創文社・昭和六〇年・六三九頁以下）。

(21) 石井良助監修「府県概則・第四巻」一九八七年・青史社発行（国立公文書館蔵版）所収・高知県の「聴訟訴訟裁判章程第一条乃至第五七条」二六三頁から二八四頁までより関係条文を抜粋引用した。なお高知県以外では福島県にも同じく制定年月不詳ながら「聴訟規則」と題する規定があり、「聴訟事務」（全一八条）と「断獄事務」（全二一条）とから成っている（石井前掲書・二四一頁以下参照）。実は「府県概則」の第一巻「府内規則」中でも青森県や福岡県が聴訟関係の規則を定めていることに注意すべきである（青森県については第一巻三七一頁、福岡県については同上四六八頁乃至四九二頁（全四一条、附録に書式掲載）。

## (二) 「明治六年至今裁判言渡及之ニ類スル書類綴」（聴訟記録）の性格

① 一九九七年四月以降、断続的ながら一〇〇三年度の現在まで文部（科学）省の科学研究費の補助を得ておこなつてきた共同調査——広島高等裁判所管内の五地方裁判所本庁および支部のうち広島・山口・松江地方裁判所々蔵の民事々件簿等民事関係の記録簿冊の調査——では、最終目標として、筆者らは、既に大学へ移管済みである民事判決原本に匹敵するほど民事々件簿等記録簿冊は学術研究上の価値があると評価しており、たとえば民事判決原本中の事件は各年度の民事々件全体件数から考へるならば、まさに氷山の一角に過ぎないことから、他の事件解決態様との比較

検討などを行なうことで当時の民事裁判制度を考察するのに役立つのではないかなどから将来的には民事判決原本と同様これら民事々件簿等の研究機関への移管を切望している。少なくとも廃棄処分から免れることだけを現在では念じている。そして今回裁判記録の調査中思いがけない意外な民事裁判関係の諸簿冊に接することができたのは幸運というべきであった。その中の一点の簿冊を紹介すると、それは既述の如く山口地方裁判所所蔵で明治六年から同九年迄の（聴訟記録）という副題が表紙右側の年号等下にカッコ書で付されている。表紙中央に「裁判言渡及之ニ類スル書類綴」（以下には単に「裁判言渡等綴」と略して用いる）という題目が墨書きされている。題目の左肩辺に永久保存と朱印が施され、表紙左やや下に「山口地方裁判所」との墨書きが読める。また永久保存の朱印の左側には長方形の印刷で「民事事第一九号」という号数が墨書きされている。紙型はB五版に相当すると思われる。ここで内容の紹介に入る前に、表紙中に記載されている事で一、二点気付いたことを指摘しておこう。まず明治六（一八七三）年から同九（一八七六）年の頃、山口県には裁判所は設置されていなかつた、ということ、正確には明治九年三月まで山口県府聴訟課配属の県職員が兼任判事であつた県令・参事の下で裁判事務を扱つていた、という点は、本稿すでに述べてきた。その頃の民事裁判関係簿冊である。二点目は表紙に記載された「山口地方裁判所」の件である。明治二三（一八九〇）年一月一日施行の裁判所構成法（法律第六号）により、従来の治安裁判所は区裁判所、始審裁判所は地方裁判所などに改められている（司法省編纂「司法沿革誌」昭和一四年刊一二七頁）ことから、本簿冊は少なくとも明治二三年以降、おそらくかなりの量の少なくとも民事関係の諸簿冊が整理処分そして改編冊された可能性が高いと思われ、その時点では表紙に「山口地方裁判所」と書かれたものと推測している。このような推測が無根拠ではないことは、実は表題自体が間接的に証明している。したがつてこの表題がなぜ裁判言渡に関する綴でなく、及びこれに類する書類の綴と題されているのか、を明らかにするために、本簿冊の内容を眺めて見る必要がある。

(別表(2))

## 47— 明治初年、山口県聴訟課の民事裁判に関する一考察（加藤）

番号	整理 事 件 名	判決年月日・結局 (和布刈等故障申立)	裁判言渡及之 <small>〔聴訟記録〕</small> 二類スル書類綴 山口地方裁判所所蔵	民事第一九号		備 考
				調査整理一覧表	2—3 7/14 作製	
5	4	3	2	1		
加調米金淹滯之訴	耕地受方催促訴（朱書）	田地受返出入	御扶持方質入借金差縛之訴	（明治六年）「九月八日達ス」とある。	「赤間関支厅」用紙で掛官 不詳	
「九月一〇日申渡」と原告人某氏 名の上に墨書き	（七年）九月二四日申渡	年月日記載なし	明治七年四月二九日、萩出張所より聴訟課本課へ伺い五月四日本課より指令 「五月五日申渡し」	明治七年四月二九日、萩出張所より 朱書で「六年第一一號」の外八月 二八日と墨書きあり。	朱書で「六年第一一號」の外八月 二八日と墨書きあり。 七人の押印あるが判読不能、但し 最上部は（吉田）と読み解可能。	
奉早川貞祐	奉早川貞祐	不明	萩出張所權少属 高野薰	明治六年一〇月八日訴（朱書） 一件の表紙に「明治七年済口証文 綴中ニ在リタリ」と内表紙に朱書 「明治七年聴訟一件録綴中ニ在リタリ」と内表紙に朱書 (以下単に「表紙」と略す(筆者))	明治六年一〇月八日訴（朱書） 一件の表紙に「明治七年済口証文 綴中ニ在リタリ」と内表紙に朱書 「明治七年聴訟一件録綴中ニ在リタリ」と内表紙に朱書 (以下単に「表紙」と略す(筆者))	
「明治七年六月二十五日」および 「同年聴訟一件録綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書き	「明治七年六月二十五日」および 「同年聴訟一件録綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書き					

整理番号	事件名	判決年月日・結局	掛官氏名	備考
12	硝石為替金滞裁判後引渡違約之訴	明治八年一〇月 更にこの次ぎの綴りに六人の被告の身代限の「申渡」がなされており「明治九年二月二九日」の日付	奉原田豊	「明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書 (※)原告人筑前国遠賀郡在
11	買得山引渡之訴	「明治八年四月三日」?	不明	「明治八年四月三日」および「同年第六号訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書
(10)	地券状貢納割戻金取戻之訴	明治九年三月	副係松原佐久印	「明治八年第五四六号」および「明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書
9	地券状並貢納割戻金取戻之訴	明治九年二月	副係河野忠三印	「明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書
8	出産児差縛之訴	山口県厅	伏見孝廉	「明治七年第一六号（九年番外）」および「明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書
7				
6				

49— 明治初年、山口県聴訟課の民事裁判に関する一考察（加藤）

19	18	17	16	15	14	13
預ケ米引渡違約之訴	酒造株取戻済口違約訴訟	塩浜代金取戻之訴	山野刈場論	貸金返済淹滯之訴	資金催促之訴	屋敷受返差縛之訴
明治八年三月七日（身代限申渡） 山口県庁	明治九年一月一七日宣告 山口県庁	明治九年二月七日申渡 山口県庁	明治九年一月一九日宣告 山口県庁	明治九年一月一九日 山口県庁	明治九年一月一九日 山口県庁	明治八年一月二八日
奉 進十六 大属(進印) 早川貞祐	長官(中野木梨印) 掛 松原佐久印	長官(印) 課長(進印) 掛 高野少属(印)	長官(印) 課長(進印) 掛 高野少属(印)	長官(印) 課長(進印) 掛 松原佐久(印)	長官(印) 課長(進印) 一〇等出仕 松原佐久(印)	「明治八年第五百八拾八号」および 「明治九年裁許一件帳綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書
「明治八年第一七号裁許一件帳綴 中ニ在リタリ」と表紙に朱書 (原告)豊岡県商	「明治八年(年)四三四号」および 「明治九年裁許一件帳綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書	「明治七年第六八号」および 「裁許一件帳綴中ニ在リタリ」と 表紙に朱書	「明治八年第五百八拾八号」および 「明治九年裁許一件帳綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書	「明治九年裁許一件帳綴中ニ在リタ リ」と表紙に朱書	「明治八年四月九日(訴)」および 「却下訴状編冊綴中ニ在リタリ」と 表紙に朱書	「明治八年第五二二号」および 「却下訴状編冊綴中ニ在リタリ」と 表紙に朱書

整理番号	事件名	判決年月日・結局	掛官氏名	備考
24	預ケ米引渡違約之控訴	大坂上等裁判所 明治一〇年一月三一日裁決言渡	大坂上等裁判所 五等判事 澤簡徳印 六等判事 中定勝印 七等判事 古莊嘉門印	「明治九年第一六号裁許一件帳綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書(19番)
23	地券状取返之訴 (明治八年三月二七日訴)	明治九年二月二八日 訴状却下 山口県聽訟課の印	明治九年一月二三三日	本文中(明治八年三月二七日訴)と記す 「明治九年願下綴中ニ在リタリ」および「明治九年第拾四号」と表紙に朱書
22	(対談身代限後債主へ分配金不足分證文之裏書の伺い)	長官 課長 末国一平印	長官印 課長印 末国一平印	「明治九年済口証文綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書 本文中に「明治八年第六三〇号」と朱書
21	明治九年願下綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書 本文中に「明治八年第六三〇号」と朱書	明治九年一月二三三日	明治九年一月二三三日	「明治九年済口証文綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書 本文中に「明治八年第六三〇号」と朱書
20	（但し右は身代限申付掲示の年月）	明治九年一月二七日 山口県厅 (但し右は身代限申付掲示の年月)	長官吉田右一印 課長進印 原田豊	「明治九年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙で朱書 「明治九年済口証文綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書

25 貸金催促	明治九年一月一九日申渡 （明治六年一一月二七日訴）	原田豊 預ヶ金催促之訴 山口県聴訟課赤間関出張所	「明治九年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書
26 身代限申付	（明治八年）一二月一五日申渡 （明治八年）一二月一五日申渡 身代限申付		「明治九年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ」と表紙に朱書。また左肩に「九年第四四号」と朱書

② 以上、「裁判言渡等綴」の内容については（別表(2)）で一覧表を作製したので、これに基づき内容の簡単な検討を行ない、本簿冊の性格を考えることにする。まず本簿冊には目次がない。それゆえ件数や事件名等々は調査により各事件の内容から推断せざるを得なかつた。全体を見てその件数は二六件であつた。備考欄に記載しておいたが、実は全事件共通の点は内表紙中央に「……綴中ニ在リタリ」と朱書きされていることである。その際の簿冊名から推測して簿冊の種類は多様である。たとえば明治七（一八七四）年当時「聴訟一件録綴」（整理番号三・四・五番）、同七年「済口証文綴」（一一番）などが見えるが、同八年では「民事訴訟書類綴」が（六・七・八・九・一〇番）のほか「明治八年○○分民事訴訟一件綴」（一一番）また「其一件訴訟記録」（一二番）ほかに「却下訴状編冊綴」（一三番）、「訴状願下綴」（一四番）が見られる。明治九（一八七六）年になると「明治九年裁許一件帳綴」（一五・一六・（一七）・一八・一九・二〇番）のほか「明治九年願下綴」（一二番）、「明治九年済口証文綴」（二二・二三番）のほか「明治九年民事訴訟書類綴（三四・一五・二六番）といつた諸簿冊があつたことが明らかであり、これら諸簿冊が整理処分される過程で、どのような意図に依るかは不明であるが、各簿冊から抽出・再編され、「裁判言渡等綴」の形で現存しているのではないか。いざれにせよ、本簿冊は明治四年七月以降同九年三月頃まで裁判所が設置されていなかつた山口県において、同県聴訟課

の職員が民事訴訟事件の取り扱いをしていた裁判記録であり、わが国近代民事裁判史上でも最も初期の裁判関係文書であり、注目してよいと思われる。このようにして見ると「裁判言渡等綴」は現今の民事判決原本綴そのものと同視できない面はあるが、大多数が民事裁判言渡案であることから考えて民事判決原本綴に相当する性格の裁判文書と考えたい。以上、このたび山口地方裁判所々蔵の民事々件簿等記録簿冊の現有所蔵調査を通して偶然見いだした前記「裁判言渡等綴」の本格的な検討には多少の日時を要する。本稿ではさしあたり二六件中、一件だけ家族関係の民事裁判が見られることから、民法中ではかねがね家族法に関心を抱いている筆者にとって、明治初年の家事々件につき裁判担当官がどのようにそれを取り扱つたかに興味を覚え、以下では別表中の整理番号一〇番「出産児差縛之訴」を紹介して見ることにする。ただ別表中に裁判言渡し年月日等を記載していないのはその点「裁判言渡等綴」本文に記載がないためであるが、そればかりではない。実はこの事件のため山口県では司法省に伺いを出すこと一度に及ぼうとしていたことが、ごく最近の調査において山口地裁の裁判関係文書から偶然に発見された簿冊から知り得た。表紙右肩に「明治八年（聴訟記録）」と記され、中央に「伺指令綴」と大書されたもので、「永久保存」の朱書の左肩に「民事第二一号」と「山口地方裁判所」のそれぞれが墨書きされている。「裁判言渡等綴」と同じく後年に整理されたものと筆者は推測している。この明治八（一八七五）年の「伺指令綴」の内容に詳細に立ち入る余裕はなく、他日を期したい。ただ本稿で最小限度の範囲でその内容を概略すると、本伺指令綴は表紙を除けば全三〇枚、青色で山口県と一葉中央に印刷、半葉一〇行の用紙である。三案件を含み、一件は明治八年九月一二日の日附がある「質入書入證文書改」につき大坂上等裁判所への問合せ案で奉早川貞祐と氏名押印があるから、早川が事件の掛官であろう。二件目は「民事始審施行方伺」の案で同年一〇月一四日の日附がある。表書の右下に渡辺渡の氏名押印がある。二件合計して八枚の用紙に認められている。三件目が以下で取り扱う「出産児差縛」事件に関するものであるが、この標題は「裁判言渡等

綴」の本文の内表紙に朱書されているところから便宜上ここで用いているに過ぎない。しかも右言渡綴の本文中の「裁判申渡案」では「離<sup>(ママ一筆者)</sup>婚後分娩ノ女子引渡訴訟」との記載が見られるほか、本伺指令綴では「離別之妻女出産之子差縛一件」と記載するなど標題が区々である。それはともかく右伺指令綴のほぼ三分の二が当該出産児差縛事件についてである。内容は前半が再伺いの下書と淨書および被告人が陳述した姦通現場と称する被告人実家の家宅周辺の絵図面を添附したもので、後半が掛官伏見孝廉の氏名押印と大属および長官の検印が見える書面で、中央部分に、一、別紙之通司法省へ御伺可相成哉、と認められている。そしてここにも左肩に明治八年訴訟書類綴中ニ在リタリとの記載がなされている。右伺指令綴の本文では、明治七年一一月二〇日に山口県令中野悟一の署名と悟一の押印で司法卿大木喬任殿あてに伺いが出されており、同じ用紙（山口県）の余白に朱書で指令が施されて明治八年一月一五日付で山口県に戻っている。以下では「裁判等言渡綴」を中心に、右の「明治八年伺指令綴」を参考にしながら、本事件における事実の概要を述べ、争点となつた伺いと指令の内容に触れ、最後に裁判言渡案と、断獄掛の処分案に及ぶことにする（なお資料中の濁点、句読点および当用漢字は筆者の手によるものである。また事件当事者、利害関係人の実名は避け、原告人・士族甲某（離婚した元妻の父）、被告人・士族乙某（元夫）、利害関係人丙女（被告人の元妻）、引合人丁男（乙某により妻丙女と不貞行為があつたと詐言された者）として引用する。

### （三）「出産児差縛之訴」の帰趨

事実の概要是本文中の「裁判申渡案」などから推察して述べると原告人甲（離婚した元妻の父）の申し立てによれば丙女が乙某から家風に合わぬ事を理由に明治六（一八七三）年九月六日、離婚の止むなきに至つたが、その時丙女はすでに妊娠しており、明治七（一八七四）年二月二二日女児を出産した。ところで離婚の際甲某は乙某に「出産ノ上ハ其

児ヲ引渡サント掛合つた」が、乙某は丙女が昨六年七月二九日「犯姦ニ姦通」したにつき子を引き取りがたいと主張して出産後も子の引取りをこばみ、その上、嫁入りの際の持参道具までも「拘留シ返却セザルハ旁以テ不条理」につき児女の引取りを拒否した事より生ずる養育費のほか持参道具の引渡し請求を求めた、というのが事件の概略である。これに対する被告乙某の答弁の概略は以下の如くである。明治六年一月丙女を娶り同六月に至り五月より妊娠したことを承知していたが、七月二八日同伴して乙某実家に行き「小宴スル際丙女座傍ニ在ラザルヨリ姦事ヲ謀ル者ト思量シタリ」としながら「其実蹟ヲ撞見（出遇ふ。不意に遇ふの意 『諸橋轍次・大漢和辞典卷五・三八四頁』）セザレバ次日詰問セシニタヤスキ情ヲ吐カズ悶絶セルニ至テ止」むとあるから、相当の暴言暴力にまかせて自白を強いたのであろう。しかしその後も追及し、ついに証書を書いて謝したことで姦通罪を表面に出さず「家風不適」の名目で「離<sup>(マ)</sup>姻セシハ幾多ノ慈悲」である旨答える。そして「其醜骸中ヨリ産シタル児ヲ押付<sup>(マ)</sup>謀ルニ付、嘗テ胚胎スル所モ亦我真胤ナルヲ信ジ難キ趣ヲ以テ引請難シ」と断言する。そして持参道具については、「錯雜散置彼我ヲ弁シ難シ」とあるから雜然と散乱している為「調査シ持去ルベシト回答セシノミ」で敢えて拒んだのではないと答弁している。このように訴訟の過程で刑事問題（犯姦の語が見られるが、姦通は當時現行の刑法法・明治六年六月一三日太政官布告二〇六号の改定律例により改正犯姦律第二六〇条。およそ和姦、夫ある者は各懲役一年（法令全書・第六卷ノ一（明治六年）二八六頁）の刑に処せられた）が現われた結果、事件は断獄掛に廻され、刑事々件としてそれぞれ審理が行なわれた。しかしそこで犯姦の当事者とされた丙女ならびに丁男（引合人—当日乙某実家で手伝いをしていたと目される男）に対する糾問の結果をまとめて断獄掛は以下の如く云つている。即ち関係者吟味に及ぶところ明治六年七月二八日乙某実家方で日没後丙女が戸外に出たのは相違ないと云う。だがそれは丙女が同家の幼児を抱いて眠りに就かせる為に出たのであり、「其場ニ於テ通姦致スノ見込」があるならば「確証差押」えるべきところ「現場撞見モ」せず、殊に姦夫と思ひみなした丁男に対しても

は「前後一応之掛合モ不相遂」、全て自分の想像までで「証跡」もない。しかるに後日丙女から自筆の詫書を取り、これを以て「的証」と乙某は申し立てる。が、その当時、家には養祖母がいながら更に相談もせずなど「離別之根由」も理解できぬ次第、そして親類媒酌人等の内一人の立会も置かなかつたのは不都合の至りである。丙女の詫書については、丙女は「其節強柔相迫ラレ遂ニハ詐取及バレ候由」と、あの手この手甘言を弄して詫書を書かされたなどと答える。以上から詫書が犯姦の証拠にならぬ旨乙某を説得しても応じない。この上は裁許すべき見込でそれぞれ口供の写しの通りと押印したが、乙某のみが「口供不落意」の由で調印を拒むので、この上は詳細書き取り本人より差し出すべき旨申し渡しても、これも乙某承服せず、つまりは不当なことを申し張るものである、と県令以下聴訟課の掛官等も処置に窮した挙句の果に、司法省に伺いを出してその取扱いを仰いでいる。<sup>(22)</sup> その指令が翌八（一八七五）年一月一五日に出された。以下の如くである。

「口供ハ本人ノ申口通リヲ認メ候者ニ付、其本人ニ於テ不落意ノ廉アラハ本人ノ趣意通り取直ス可シ。若シ本人ノ口供ハ相違ナキ旨落意ノ上押印ヲ拒ムニ於テハ聴訟ヲ中止シテ断獄課へ廻シ相当処分及フ可キ事」として不当な押印拒否の場合には刑事々件として断固たる処分に及ぶべきとの指令を発している。これに基づき乙某につき、聴訟課掛官らが入れ代わり立ち代わり説得を試みること数旬に及び、結局乙某の押印拒否は「丙女犯姦ニ決セサル迄ハ不落意ナル者ニ有之、必竟自<sup>(マヤ)</sup>保申募リ普通之所置ニ」立ち至りがたく、訴答糾問上ニ依り裁許致し苦しからず候哉と明治八年五月四日、山口県令中野梧一の名で（押印無し）司法卿大木喬任宛に指令を仰いでいる（「明治八年伺指令綴」）。もつとも先に解れたようにこの伺は内表紙に「明治八年五月四日司法省再伺未出<sup>○(筆者)</sup>」と認めているところから再伺いしなかつた可能性がある（民事要録・乙編・丁編には見当らなかつた）。結局「言渡等綴」の中の「裁判申渡案」において原告・長門国豊浦郡住・山口県士族・甲某、被告、同国同郡住・同県士族乙某に対しては三点の判決理由を述べて原告勝訴

の裁判を言渡している。明治八年代、山口県聽訟課時代の民事訴訟事件言渡しがどのような書式であつたか、を示す参考事例として、全文ではないが引用して見よう。(原文は読み易いよう改めたところがある)

「 裁判申渡案

原告 長門国豊浦郡住

山口県士族

被告

同國同郡住

同県同 乙某

其方共離姻後分娩女子引渡訴訟及審理処左ノ如シ

原告訴ル趣ハ云々……請求スル旨申立タリ。

被告ニ於テハ………旨ヲ答出タリ。

依テ判決スル事左ノ如シ

第一条

原告ニ於テ養女丙女所生ノ女子ヲ娠スルハ明治六年五月ト申立ルハ翌七年二月分娩スルヲ以テ実蹟ナリ。被告ニ於テ前年七月廿八日姦事ノ疑似アルヲ口実トシ、嘗テ胚胎スル児モ亦我眞胤ナルヲ信ジ難キト申立ルハ無稽ノ想像タリ。想像ヲ以テ実蹟ヲ誣ユ可カラサルニ付被告申分採用シ難シ。

第二条

原告ニ於テ衣服粧具ヲ拘留セラレタリト申立(テ)、被告ニ於テハ來テ調査スルヲ待(ツ)ト相答ルハ共ニ無証拠ニ付(キ)採用シ難(シ)ト雖モ<sup>(いまだ)</sup>今現物ヲ差置(ク)実蹟在ルニ於テハ被告申分難<sup>(マ)</sup>立。

### 第三条

被告ニ於テ旧妻丙女明治七年二月二二日分娩ノ女子ハ引取り、従テ生スル養育費、持參ノ衣服粧具ヲ併テ原告人ニ引渡スベシ。

但シ訴訟入費ハ訟断兩処ノ分共規則ノ通り被告人ヨリ償フベシ」

で終つてゐる。現行法上で本件のような原因より離婚沙汰に至つたならば、当事者夫婦自身が原告・被告になることは無論、余程の事情が無い限り母親が親権者となり子の養育費のほか妻の特有財産の返還・慰謝料請求などの主張が原告たる母からなされるであろうし、原告の主張がほぼ認められることであろう。明治初年・行政官による民事裁判であるが、総合的に見て妥当な結論と云えるかも知れない。もつとも子の利益(幸福)を最優先に考える現行親子法の見地からは異論が生ずるのは止むを得ない。つぎに本件に併せて編綴されている「断獄ニ於テハ」の朱書ある乙某に對する(処分案)を全文、参考事例として引用し紹介しておく。先述の「裁判言渡案」における場合と同じく読み易いよう改めておいた。

一

乙某

其方儀吝嗇りんしょくノ余リ丙女妻タル時明治六年五月ヨリ妊娠セシハ爾來養育ノ入費嵩ランヲ患ルトテ同年七月廿八日実家某(の)招(キ)ニ応ジ懷妊ノ丙女同伴罷越シ酒宴ノ際丙女ハ其家ノ小児ヲ抱キ庭内ヲ散歩シ、手伝居タル農丁男、沽酒ニ走(ル)ヲ口實トシ、翌二九日丙女ヲ捕ヘ右丁男ト屋背ニ於テ姦通シタル証書ヲ差出スベシ而ラザレバ墮胎セヨト迫ルヨリ、丙女しょうきニ取詰(リ)悶絶スルニ至リ、一旦逞ニスル能サルヨリ諧和シ、夫妻初メノ如キ所、九月一日終ニ証書ヲ賺得たんとく(欺いて取る)シ同六日家風ニ適セサ(ル)ヲ目シ離別スルハ、丙女里方甲某承諾スルト雖モ、離別後出生ノ小児ハ我真胤ヲ信ジ難キ趣ヲ以テ引取ラス、加之丙女所有ノ衣服粧具ヲ指押（ママ）ヘタルヨリ甲某出訴スルニ

至ツテ旧妻丙女及ビ丁男ヲ犯姦ナリト告ゲ、糺訊ノ末語詰リテ口供ニ母印ヲ拒ムト雖モ衆証明白、有夫姦誣告ノ科、訴訟律誣告条ニ依リ除族ノ上反坐懲役一年申付ル。但シ小児ハ下附ス。小児出生——ヨリ——迄養育費金何円及原告、引合人訴訟入費何円並衣服粧具ヲ追懲シ夫々下附ス」で終る。

参考までに当時現行の刑法は明治六（一八七三）年六月一三日制定の改定律例であつた。文中「除族」とあるのは士族の族籍を制裁として剥奪したのであろう。また「反坐」とは広辞苑によれば、誣告人に、逆に自分を陥れようとした罪の制裁を受けさせること、とあつた。以上で「裁判言渡等綴」および「明治八年同指令綴」（共に先述山口地方裁判所々藏<sup>(23)</sup>）を中心に、明治七年頃の山口県聴訟課における民事裁判事例——当時としては異色の家事事件——の紹介を終る。本事例もそうであつたように、当時、法令はおろか近代的な法学の素養を積んだ専門の判事等司法官も、また山口県のように国の大裁判所さえ見当らなかつたところでは、難事件に当面するたびに、司法省へ伺いを出し、その指令を得て初めて判決を言渡すことが屢々であった。現に山口県の場合でもそのような同指令綴りが山口県文書館にも現存しているが、本稿では紙数が切れている。これらについては他日の機会に検討を譲りたい。

(22) 「民事要録・乙編」（東京裁判所・明治八年一二月印行）所収「第二三巻、家督相続・婚姻附録第一七条」九九四丁参照。なお同伺指令は司法省日誌・明治八年一月一四日（第七号）にも掲載されている。

(23) その後、山口地方裁判所所蔵の裁判記録等簿冊を調査中、「明治九年・訴状受取録」（三月三〇日より一二月二八日迄の民事事件簿）の巻末に、内表紙が付けられ、「明治九年四月、番外 受付掛」と書かれた以下に一連の裁判記録が若干編綴されていた。今後の調査において「番外」事件簿の性格などを明らかにしていきたいと思つてゐる。ところでその第壹に以下の記載が目に付いた。以下に引用する。

番外一、第一六大区豊浦 甲某  
被告人同区 乙某

小児引渡し訴

四月一九日席後済口

朱書

三 結びに代えて

以上最終的に出産児差縛事件の結果がどのように解決されたかは知る由もないが、明治七年三月二三日に訴えが申し立てられ、同九年四月一九日にどうやら当事者間で和解（席後済口）が成立したようであるが、この事件の顛末はこれ以上追求する手掛りを失っている。

以上きわめて不充分ながら明治初年代の府県裁判所時代（と云つても当時大多数の県が裁判所さえ未設置の状態であった）において行政と司法との混合現象と見られる行政官による裁判が、短い期間とは云え山口県においても行なわれていたことを知った。筆者は広島県という地方に住んでいたことから、このような過渡的な現象に偶然の切っ掛けから接する機会を得た。以来やや大袈裟にいえば裁判所、法律（民法典）すら備わっていなかつたところで、だれが、どのような民事裁判を行なつていたのか、といった問題関心から、中国地方諸県を中心に、各地方裁判所、各公共図書館、文書館等の裁判関係資料を涉獵して現在に至つている。本稿はそのような問題関心の一環として、明治初年代、山口県聴訟課ではどのような民事裁判を行なつていたのか、小児引取請求事件の事例を通して、その実情の一端を窺つて

見た。ここで大方の御理解を得ておかなければならないことがある。それは当時の中国地方諸県中山口県の場合に限ると云つてもよいことであるが、明治九（一八七六）年三月に開設された山口裁判所（初代所長は高知県土族の岩村通俊、後年司法次官、農商務大臣などを歴任）は府県裁判所であった。すなわち本稿では、府県裁判所時代の民事裁判の取り扱いぶりを眺めるといいながら、山口県聴訟課の存続していた時期にのみ考察を限定している事である。本来ならば山口県聴訟課と山口裁判所とを連続面（山口県聴訟課から国ニ司法省へ転出、山口裁判所に任用された多数の判任官クラスの氏名官等については先きに触れたところだが（別表(1)参照）、山口裁判所に他所から転任してきた官員は判事クラス数名を除けば判事補クラスではきわめて僅少であつたことなどについては別稿で取り扱う予定）でとらえた方が一面では適切であつたかも思われたが、未だ調査中という事情及び資料整理に充分な時間の余裕が足りないことなども重なり、不本意ながら考察の範囲をいちぢるしくせまく限定してしまい、結局明治初年代、山口県聴訟課時代における民事裁判の実情の一端に触れるにとどまつた。ただ府県裁判所としての山口裁判所は實に短命で、明治九年三月開庁以来同年九月には司法改革により地方裁判所へ改置という形で——（ただ実際には翌明治一〇年六月に広島裁判所出張所（のち山口支庁）として開庁するまで新旧混在する形で存続していたようである）——その姿を消してしまう。山口裁判所での民事裁判の検討については近稿を予定しているので本稿のその点の不備を許して頂きたいと思つてゐる。いずれにせよ明治初年代、中央と地方とでは裁判それ自体が裁判所の既設未設の差によつて、したがつて人事から始まり経費に至る迄、歴然たる格差が見られたことは注意すべきであろう。しかしそれも着実にその後の司法制度の整備により改正されていくことになる。最後になるが、司法・裁判制度が明治初年、中央と地方とで見てきたように偏頗ともいえる現象を呈していたとしても、それにもかかわらずこの時代に生きた識者の目から見て当時の裁判制度はどのように映つていたか。当時の官僚であり、学者であつた木下真弘の「維新旧幕比較論」<sup>(24)</sup>所収の「新旧比較表（社会）」中「裁判」について

て著者木下はつぎのように述べている。以下に引用して結びに代えたい。「改新して、其効即ち顯わるるものは、蓋し裁判を以て最とす。旧時は、戦国の習を受け、事の威儀を主とし、人民之が為に戦々慄々たりしに、今や漸次其弊害を除き、民刑事を分ち、勧解（校注者の校注あるも略す。現在の調停の意）を開き、控訴を受け、上告を理する等、人民の冤屈を伸ることを得るもの勝て數う可からず」と述べ（刑事の部分は略）また「某県所聞、旧藩の時、一の民事にして獄数年に及び、牢死する者三人ありたりと。」と往時の見聞を記している。代言については「民事に代言代書を許す。今世の人民何ぞ斯の如く多幸なる」と高く評価する反面、当時刑事に被告が代言を用いることを許さぬという不備を指摘するなど鋭い批評も忘れない。民事の改良として木下がその一に挙げているのは「負租負債償うこと能わざる者、旧時は親戚及び隣伍（五人組の意か（筆者））をして代償せしめしに、今や處するに身代限の法を以てす。夫れ親戚と雖どもその家を異にする上は、<sup>あに</sup>豈之をして代償せしむるの理あらんや。況や隣伍に於てをや。身代限の一家に止まり、強るに其なき所を以てせず。其寛其苛果して何如ぞや」と。身代限の法については法制史研究者の間で強制執行とも破産とも説かれており、筆者がこの問題に口を挟む気はない。現代人の目からすれば明治初年の法＝裁判制度は漸く近代化の緒に付いたばかりで到るところ不備不充分が目立つばかりの様であるが、旧制度から新制度へ推移しつつある時潮の真只中には在った人々からは、裁判制度の変革改良が余程斬新でそして「美政」と思われたのであろう。このような視点から当時の裁判制度を見ることを筆者はほとんど忘れていた。